

宜野湾市ふるさと応援寄附推進事業

返礼品協力事業者の要件について

協力事業者の登録要件	<p>①各種法令等に適合した生産、製造、加工、販売、サービス提供を行っていること。</p> <p>②本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかが市内にある企業・団体、個人事業者であること。</p> <p>③代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。</p> <p>④市税等に滞納がないこと。</p> <p>⑤Eメール及びインターネットが使用できる設備環境を備えていること。</p> <p>⑥本事業により知り得た個人情報、本事業の目的以外に使用せず、適正に管理できる事業者であること。</p> <p>※上記の要件に適合しても、本市が協力事業者として適当でないと判断した場合及び返礼品が適当でないと判断した場合は、登録できません。</p>
返礼品の要件	<p>①宜野湾市の魅力の発信につながる要素を持つ特産品等であり、産業や観光の振興に寄与すること。</p> <p>②協力事業者が市内で生産、製造、加工、販売、サービスの提供をするものであること。</p> <p>③委託事業者からの発注後、協力事業者自ら発送するものとし、一般的な発送に耐え得るものであること。</p> <p>④ふるさと納税制度の趣旨に反するようなものでないこと。</p> <p>⑤食品については、寄附者へ返礼品が到着後、適切な賞味期限が保証されること。</p> <p>⑥サービス提供については、悪天候等の理由によりサービスを提供することができない場合は、代替商品等を提供可能であること。</p>
協力事業者のメリット	<p>①ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」、「ふるぽ」のホームページに返礼品の画像、返礼品名、事業者情報などが無料で掲載され、自社の商品のPR、売上拡大・販路拡大につながります。</p> <p>②返礼品発送時に自社製品等のパンフレットを同封でき、顧客拡大が図れる。</p>
申込について	<p>①協力事業者及び返礼品は、随時募集しています。</p> <p>②申し込みは別紙の申込書を下記申し込み先までFAXもしくはEメールで提出してください。</p> <p>【申し込み先】宜野湾市役所 企画政策課（担当：玉城） TEL：098-893-4461 FAX：098-892-7022 Eメール：kikaku01@city.ginowan.okinawa.jp</p>